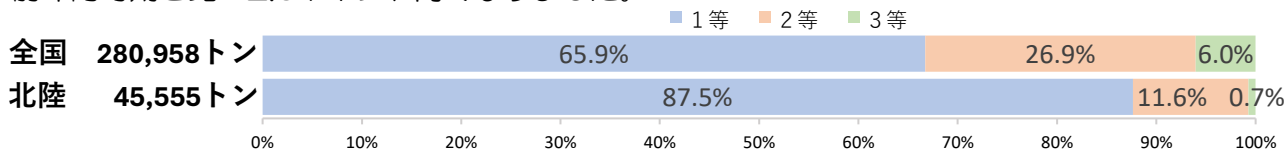


米に関するマンスリーレポート(北陸版)

(令和8年10月号)

1 令和8年産米の農産物検査結果(8月末時点)

農林水産省は令和8年産米の検査結果(8月末時点)を公表しました。全国の水稲うるち玄米の検査数量は280,958トンで、1等比率は65.9%となり、前年同時期と比べ0.6ポイント低い結果となりました。北陸農政局管内の検査数量は45,555トンで、1等比率は87.5%となり、前年同時期と比べ2.6ポイント高くなりました。



2 米穀等取扱事業の届出について～新しい届出がスタートします～

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号、以下「食糧法」)が一部改正され、米の流通実態把握の強化のため、これまでの米穀の出荷又は販売の事業の届出に加え、新たに特定規模以上の米穀等取扱事業(出荷又は販売の事業、加工等事業)者の届出(食糧法第9条)が必要となります。

また、これまでの米穀の出荷又は販売の事業の届出(食糧法第47条)についても、届出事項が追加となるため、改めて届出が必要となります。

届出期間は令和8年10月1日から令和9年4月1日までです。該当事業者の皆様は必ず届出をお願いします。

1. 特定規模届出事業者の届出

(食糧法第9条に基づく届出)

対象事業者

米穀等取扱事業(出荷又は販売の事業、加工等事業)を行おうとする者

〔出荷又は販売の事業:生産、集荷、卸売、小売の事業
加工等事業:加工、中食・外食の事業〕

規模要件

年間300玄米トン以上

※精米については、原則「精米÷0.91＝玄米」により玄米に換算し、加算。

2. 一般届出事業者の届出

(食糧法第47条に基づく届出)

対象事業者

出荷又は販売事業を行おうとする者

規模要件

年間20精米トン(22玄米トン)以上
300玄米トン未満

※精米については、原則「精米÷0.91＝玄米」により玄米に換算し、加算。
※生産者について、自ら生産した米穀を届出事業者へ販売・販売委託した数量は含めない。

※営んでいる加工又は中食・外食事業が300玄米トン未満であっても、出荷又は販売事業(20精米トン以上300玄米トン未満)を行っている事業者は、一般届出事業者となり、改めて届出が必要となりますので、ご注意ください。

※特定規模届出事業者は、定期報告により、在庫量等を報告いただきます。

※届出事業者は、帳簿を備え、必要事項を記載するとともに、3年間保存していただく必要があります。

※改正食糧法では、米穀等取扱事業を行う全ての方を対象に、食糧法の遵守などをその責務として規定しています。届出や定期報告、帳簿の備付けを履行いただけない場合は、罰則が科せられることがあります。

届出方法

米穀等取扱事業の届出は、原則電子申請(eMAFF申請)による届出をお願いしております。eMAFFによる電子申請にはGビズIDアカウントが必要です。

GビズIDの作成

「GビズIDアカウントの作成をはじめ」から「GビズID」を作成してください。

(<https://gbiz-id.go.jp>)

※エントリーを含むいずれの種別も可



GビズID

電子申請にて届出(eMAFF)

こちらのURLや二次元コードから申請いただけます。
(<https://emaff2.maff.go.jp/emaff/app/ext/guest/top/extUserTopView>)



eMAFF申請

○詳しくは農林水産省HPの届出ページを御確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousan/kokumotu/kome_todokede.html

○届出に関するお問い合わせは北陸農政局生産部生産振興課までお願いします。

TEL ☎076-232-4302

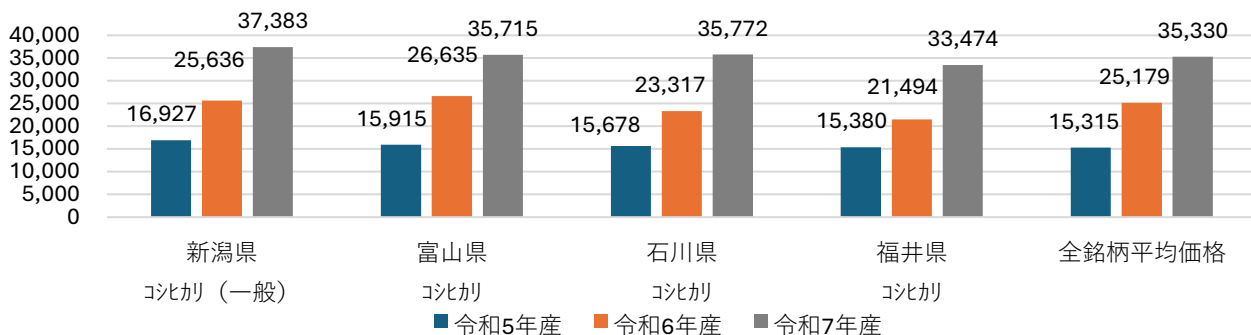
メールアドレス✉hokuriku_todokede@maff.go.jp



届出HP

1 米の相対取引価格（令和7年産は出回りから令和8年8月までの平均価格、令和6年産及び令和5年産は出回りから翌年10月までの平均価格）

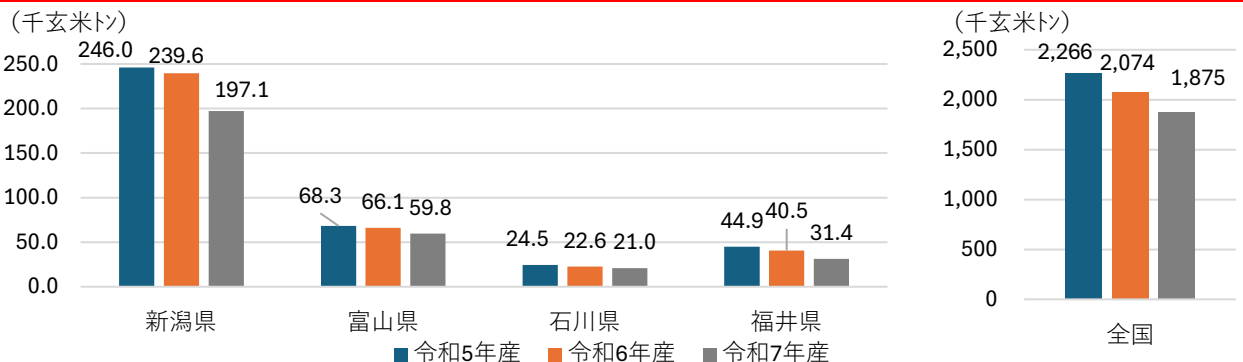
（円/玄米60kg税込）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
 2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
 3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
 4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
 5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定された大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の引取状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。
 また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
 6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウェイトで加重平均により算定している（7年産は速報値）。
 7 全銘柄平均価格は、報告対象産地品種銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均により算定している。
 8 令和6年産米の令和7年3月以降の取引は政府備蓄米を含む。

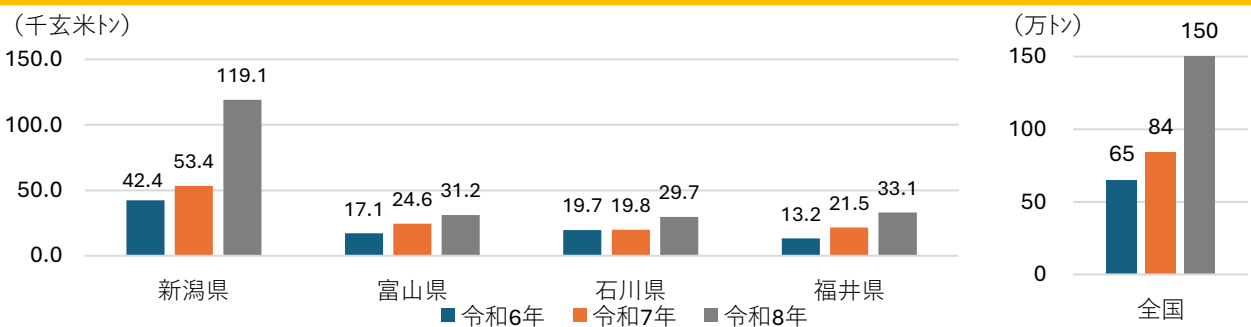
2 米の産地別販売状況（8月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
 2 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
 3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。
 4 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。
 5 売り渡した政府備蓄米の数量を含む。

3 産地別民間在庫の推移（8月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
 2 出荷段階は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）である。
 3 販売段階は、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。
 4 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。
 5 令和7年3月以降には、売り渡した政府備蓄米（入札及び随意契約による売渡し分）の数量を含む。



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>



農林水産省 北陸農政局